

石川県公報

令和7年12月9日

第13865号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示

- 医療扶助のための医療を担当させる機関の指定
(厚生政策課) 1
- 医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定
(同) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出
(同) 2
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出
(同) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の辞退の届出
(同) 3
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出
(同) 3
- 介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定
(同) 3
- 介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定
(同) 3

- 生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出
(同) 3
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出
(同) 4
- 令和7管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいか)の一部変更
(水産課) 4
- 公 告**
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の公告
(森林管理課) 5
- 公共測量終了公告
(監理課) 5
- 公共測量終了公告
(同) 5
- 公共測量終了公告
(同) 5
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告
(建築住宅課) 6
- 特定調達契約に係る入札公告
(警察本部) 6

告 示

石川県告示第377号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年12月9日

石川県知事 駆 浩

名 称	所 在 地	指定期日
メディカルらいふクリニック	野々市市蓮花寺町47街区10番	令和7年9月1日
むかいでファミリークリニック	小松市西軽海町1丁目47番地	令和7年9月1日
薬局日本メディカルシステム 野々市店	野々市市太平寺3丁目164	令和7年9月1日
日本調剤 ワイプラザ薬局	輪島市宅田町38-3	令和7年9月1日
山田耳鼻咽喉科医院	河北郡津幡町字北中条11-130-1	令和7年10月1日
ふなもと歯科医院	河北郡内灘町大根布1丁目239番地	令和7年10月1日
つばたまち薬局	河北郡津幡町北中条130-2	令和7年10月1日

石川県告示第378号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第

49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年12月9日

石川県知事 駆 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
メディカルらいふクリニック	野々市市蓮花寺町47街区10番	令和7年9月1日
むかいでファミリークリニック	小松市西軽海町1丁目47番地	令和7年9月1日
薬局日本メディカルシステム 野々市店	野々市市太平寺3丁目164	令和7年9月1日
日本調剤 ワイプラザ薬局	輪島市宅田町38-3	令和7年9月1日
山田耳鼻咽喉科医院	河北郡津幡町字北中条11-130-1	令和7年10月1日
ふなもと歯科医院	河北郡内灘町大根布1丁目239番地	令和7年10月1日
つばたまち薬局	河北郡津幡町北中条130-2	令和7年10月1日

石川県告示第379号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和7年12月9日

石川県知事 駆 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
山崎医院	七尾市石崎町レ部52-1	令和4年6月24日
牧野歯科医院	羽咋市川原町ア65番地2	令和7年4月20日
駒谷歯科医院	加賀市山代温泉15の107	令和7年7月31日
メディカルらいふクリニック	野々市市横宮町86番地2	令和7年8月31日
むかいでファミリークリニック	小松市西軽海町1丁目47番地	令和7年8月31日
日本調剤 ワイプラザ薬局	輪島市宅田町48番地1	令和7年8月31日
日本調剤 輪島薬局	輪島市宅田町38-3	令和7年8月31日
訪問看護ステーション小松	小松市園町二29番地1	令和7年8月31日
ふなもと歯科医院	河北郡内灘町大根布1丁目101番地	令和7年9月4日
山田耳鼻咽喉科医院	河北郡津幡町字津幡口5-10	令和7年9月30日
桑原母と子クリニック	七尾市国分町ラ部2番地1	令和7年10月1日

石川県告示第380号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和7年12月9日

石川県知事 駆 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
山崎医院	七尾市石崎町レ部52-1	令和4年6月24日
牧野歯科医院	羽咋市川原町ア65番地2	令和7年4月20日
駒谷歯科医院	加賀市山代温泉15の107	令和7年7月31日
メディカルらいふクリニック	野々市市横宮町86番地2	令和7年8月31日
むかいでファミリークリニック	小松市西軽海町1丁目47番地	令和7年8月31日
日本調剤 ワイプラザ薬局	輪島市宅田町48番地1	令和7年8月31日
日本調剤 輪島薬局	輪島市宅田町38-3	令和7年8月31日
訪問看護ステーション小松	小松市園町二29番地1	令和7年8月31日

ふなもと歯科医院	河北郡内灘町大根布1丁目101番地	令和7年9月4日
山田耳鼻咽喉科医院	河北郡津幡町字津幡口5-10	令和7年9月30日
桑原母と子クリニック	七尾市国分町ラ部2番地1	令和7年10月1日

石川県告示第381号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、指定医療機関から、次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和7年12月9日

石川県知事 駢 浩

名 称	所 在 地	辞退年月日
加賀いけだ皮膚科	加賀市山代温泉北部1丁目28番地	令和7年9月30日

石川県告示第382号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、指定医療機関から、次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和7年12月9日

石川県知事 駢 浩

名 称	所 在 地	辞退年月日
加賀いけだ皮膚科	加賀市山代温泉北部1丁目28番地	令和7年9月30日

石川県告示第383号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年12月9日

石川県知事 駢 浩

指 定 介 護 事 業 者	指 定 介 護 事 業 所	指 定 年月日
名 称	所 在 地	
株式会社スパートル	金沢市昌永町15番60号 2207	小松市下牧町ホ101番地 1

石川県告示第384号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年12月9日

石川県知事 駢 浩

指 定 介 護 事 業 者	指 定 介 護 事 業 所	指 定 年月日
名 称	所 在 地	
株式会社スパートル	金沢市昌永町15番60号 2207	小松市下牧町ホ101番地 1

石川県告示第385号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和7年12月9日

石川県知事 駆 浩

指定介護事業者		指定介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団田谷会	小松市園町ニ29番地1	訪問看護ステーション 小松	小松市園町ニ29番地1	令和7年8月31日

石川県告示第386号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和7年12月9日

石川県知事 駆 浩

指定介護事業者		指定介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団田谷会	小松市園町ニ29番地1	訪問看護ステーション 小松	小松市園町ニ29番地1	令和7年8月31日

石川県告示第387号

令和7管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいか)(令和7年石川県告示第99号)の一部を令和7年11月17日に次のとおり変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和7年12月9日

石川県知事 駆 浩

変更後		変更前	
第1 くろまぐろ(小型魚)		第1 くろまぐろ(小型魚)	
1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量	126.7トン	1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量	129.7トン
2 知事管理区分に配分する数量		2 知事管理区分に配分する数量	
知事管理区分	配分数量	知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	117.7トン	石川県定置網漁業	120.7トン
石川県漁船漁業	7.0トン	石川県漁船漁業	7.0トン
第2 くろまぐろ(大型魚)		第2 くろまぐろ(大型魚)	
1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量	68.0トン	1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量	63.6トン
2 知事管理区分に配分する数量		2 知事管理区分に配分する数量	

知事管理区分	配分数量	知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	60.0トン	石川県定置網漁業	55.6トン
石川県漁船漁業	6.0トン	石川県漁船漁業	6.0トン

公 告

林業種苗法に基づく生産事業者の登録の公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

令和7年12月9日

石川県知事 駆 浩

登録番号	氏名又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地	登録年月日		
		種 穂		苗 木					
		採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木育成				
618	羽咋郡宝達志水町宝達口-93 -2 谷光 恵太	○		○		羽咋郡宝達志水町宝達口-93 -2 谷光林業	令和7年 11月5日		
619	羽咋市柴垣町10字105番地 中能登森林組合			○		羽咋市柴垣町10字105番地 中能登森林組合	令和7年 11月13日		

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年12月9日

石川県知事 駆 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (基準点測量)	令和6年10月31日から 令和7年11月18日まで	小松市林町、戸津町、下栗津町、 二ツ梨町地内
公共測量 (水准測量、写真測量)	令和6年11月5日から 令和7年11月18日まで	小松市林町、戸津町、下栗津町、 二ツ梨町地内

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加賀市長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年12月9日

石川県知事 駆 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (数值地形図作成)	令和5年6月5日から 令和6年3月31日まで	加賀市全域

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、白山市部入道・柴木第

二地区土地区画整理組合長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年12月9日

石川県知事 駆 浩

作業種類	作業期間	作業地域
公共共測量 (白山市部入道・柴木第二地区土地区画整理事業)	令和5年5月26日から 同年11月21日まで	白山市南東部地域

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和7年12月9日

石川県知事 駆 浩

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字津幡ニ510番2、 510番5から510番15まで、533番6の 一部、534番6の一部及び農道・水路 の無籍地の一部	道路 河北郡津幡町字津幡ニ510番2、 533番6の一部、534番6の一部及び 農道・水路の無籍地の一部	金沢市泉三丁目1番6号 株式会社ハクトー

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和7年12月9日

石川県知事 駆 浩

1 調達内容

- (1) 契約件名
防犯カメラシステム賃貸借に係る単価契約
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 借上期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 予定数量
入札説明書による。
- (5) 設置場所
別途指定する場所
- (6) 入札方法
入札金額は、(3)の借上期間に係る1式(日)当たりの単価に予定数量を乗じた金額を合計した総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和7年石川県告示第113号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
なお、競争入札参加者資格の審査については、4(5)に掲げる場所において隨時申請を受け付けている。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書等を令和7年12月17日(水)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所、競争入札参加者資格の申請場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110(内線2213)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和7年12月19日(金)正午(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和7年12月19日(金)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

(5) 競争入札参加者資格の申請場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rented

Security camera system

(2) Period of lease

From the date of execution hereof until 31 March 2026

(3) Place of Delivery

To be specified later

(4) Time limit of tender

Noon JST on 19 December 2025

(5) Contact point for the notice

Finance Division Ishikawa Prefectural Police Headquarters

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8553 Japan Phone +81-76-225-0110